

佐野市地域公共交通計画策定委員会設置要綱（令和3年8月3日訓令第17号）

最終改正:令和5年3月31日訓令第6号

改正内容:令和5年3月31日訓令第6号〔令和5年4月1日〕

---

○佐野市地域公共交通計画策定委員会設置要綱

令和3年8月3日訓令第17号

改正

令和4年3月28日訓令第4号

令和5年3月31日訓令第6号

佐野市地域公共交通計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき佐野市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の策定又はその変更をするため、佐野市地域公共交通計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）公共交通計画又はその変更の素案の作成に関すること。

（2）法第6条第1項の規定により設置する佐野市地域公共交通協議会からの前号の公共交通計画又はその変更の素案に対する意見を検討し、公共交通計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に提出すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、公共交通計画の策定又はその変更に関し必要があると認める事務

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市建設部長を、副委員長は交通政策課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策調整課長 市民生活課長 障がい福祉課長 いきいき高齢課長 産業政策課長 観光推進課長 スポーツ推進課長 都市計画課長 学校管理課長

---